

産業科学研究所給付奨学金実施要項

(趣旨)

第1条 この給付奨学金は、大阪大学産業科学研究所（以下「研究所」という。）に配属された大阪大学の博士後期課程に在籍している学生（以下「学生」という。）が研究活動により専念し、日本の科学技術の発展に資する研究成果を生み出すため、研究所が就学支援を目的として支給するものである。

(給付奨学金の受給対象学生)

第2条 給付奨学金の受給対象学生は、支給年度において、次の各号に掲げる全ての項目に該当する者とする。

- (1) 独立行政法人日本学術振興会（JSPS）（以下「日本学術振興会」という。）の特別研究員（DC）の申請をしている者。ただし、資格を有していない学生はこの限りでない。
- (2) 社会人学生、日本学術振興会特別研究員、国費・政府等留学生、独立行政法人国際協力機構（JICA）の長期研修員、大阪大学及び他の研究科等の実施する奨学金等受給者でない者

(給付奨学金の支給額)

第3条 給付奨学金の支給額は年額授業料相当額とし、研究所の財政事情により変動するものとする。

(給付奨学金の支給期間)

第4条 給付奨学金は、休学期間を除いて研究科の博士後期課程、生命機能研究科の博士課程（博士後期課程に相当する期間に限る。）又は薬学研究科医療薬学専攻の博士課程に在籍している期間に対して支給するものとする。

(給付奨学金受給学生の申請)

第5条 給付奨学金の受給を希望する学生は、年度ごとに定められた期間内に、別に定める給付奨学金受給調書により所長に申請するものとする。

(給付奨学金の返還)

第6条 給付奨学金は、返還を要しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第1号から第2号までのいずれかの基準を満たしていないことが明らかとなった際に研究所への届け出を怠っていた場合は、給付奨学金受給学生は、事実発生時に遡って支給済みの給付奨学金の一部又は全部を返還しなければならない。

(給付奨学金の財源)

第7条 給付奨学金の財源は、大阪大学の運営費交付金又は寄附金をもって充てる。

(給付奨学金の支給方法)

第8条 給付奨学金は、原則として毎月25日（当日が土日祝祭日の場合は、原則としてその直前の平日とする。）に、給付奨学金受給学生の指定する銀行口座に振り込むことにより支給する。

2 前項の規定にかかわらず、支給開始時において、特別な事情があるときは、数か月分を取りまとめて振り込むことにより支給することができるものとする。

(支給の停止)

第9条 給付奨学金受給学生が、次の各号に該当する場合、給付奨学金の支給を停止する。

- (1) 休学をしている期間
- (2) ダブル・ディグリー・プログラム等に在籍し、大阪大学から授業料を請求されない学生で、日本国内で修学をしていない期間

(支給の廃止)

第10条 給付奨学金受給学生が、次の各号に該当する場合、給付奨学金の支給を廃止する。

- (1) 研究科博士後期課程の学籍を失ったとき。
- (2) 疾病、その他給付奨学金受給学生として適当でないと所長が判断したとき。

(その他)

第11条 給付奨学金は、所得税法第9条第1項第15号に規定する「学資に充てるため給付される金品」として支給され、所得税は課せられない。

附 則

この要項は、令和4年10月1日から施行し、令和4年度10月分の奨学金の支給から適用する。